

令和3年 第2回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和3年4月30日 開会

令和3年4月30日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和3年第2回南種子町議会臨時会目次

第1号（4月30日）（金曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例等の一部を改正する条例] …	4
税務課長説明	4
質疑	7
討論	7
採決	7
1. 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について [令和2年度南種子町一般会計補正予算 (第16号)] …	7
総務課長説明	8
質疑	11
2番 福島照男君	11
8番 小園實重君	12
2番 福島照男君	14
討論	16
採決	16
1. 日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について [令和2年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算（第6号）] …	16
保健福祉課長説明	16
質疑	18
討論	18
採決	18
1. 日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について [令和2年度南種子町介護保険特別会計補	

正予算（第6号）]	18
保健福祉課長説明	18
質疑	19
2番 福島照男君	19
討論	20
採決	20
1. 日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について	
[令和2年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算（第6号）]	20
保健福祉課長説明	20
質疑	21
討論	21
採決	21
1. 日程第9 議案第27号 令和3年度南種子町一般会計補正予算 （第1号）	21
総務課長説明	22
質疑	23
9番 塩釜俊朗君	23
6番 柳田 博君	25
2番 福島照男君	25
8番 小園實重君	26
1番 濱田一徳君	30
討論	32
採決	32
1. 日程第10 発議第3号 南種子町議会会議規則の一部を改正する 規則の制定について	32
小園實重君説明	32
質疑	33
討論	33
採決	33
1. 日程第11 選任第1号 常任委員の選任	34
1. 日程第12 選任第2号 議会運営委員の選任	34
1. 日程第13 選挙第1号 中南衛生管理組合議会議員の選挙	35
1. 日程第14 選挙第2号 公立種子島病院組合議会議員の選挙	36

1. 日程第15 選挙第3号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙	36
1. 閉 会	37

令和3年第2回南種子町議会臨時会

第 1 日

令和3年4月30日

令和3年第2回南種子町議会臨時会会議録

令和3年4月30日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 提案理由の説明

○日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例]

○日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[令和2年度 南種子町一般会計補正予算（第16号）]

○日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和2年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算（第6号）]

○日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和2年度 南種子町介護保険特別会計補正予算
（第6号）]

○日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和2年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会
計補正予算（第6号）]

○日程第9 議案第27号 令和3年度南種子町一般会計補正予算（第1号）

○日程第10 発議第3号 南種子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定につ
いて

○日程第11 選任第1号 常任委員の選任

○日程第12 選任第2号 議会運営委員の選任

○日程第13 選挙第1号 中南衛生管理組合議会議員の選挙

○日程第14 選挙第2号 公立種子島病院組合議会議員の選挙

○日程第15 選挙第3号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1 番	濱 田 一 徳 君	2 番	福 島 照 男 君
3 番	廣 濱 正 治 君	5 番	名 越 多喜子 さん
6 番	柳 田 博 君	7 番	大 崎 照 男 君
8 番	小 園 實 重 君	9 番	塩 釜 俊 朗 君
10 番	広 浜 喜一郎 君		

4. 欠席議員（1名）

4 番 河 野 浩 二 君

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 山 下 浩一郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君	会計管理者 兼会計課 長	才 川 いずみ さん
企 画 課 長	稲 子 秀 典 君	保健福祉課長	濱 田 広 文 君
税 務 課 長	西 村 一 広 君	総合農政課長	羽 生 幸 一 君
建 設 課 長	向 江 武 司 君	水 道 課 長	河 野 容 規 君
保 育 園 長	河 野 美 樹 さん	教育委員会管理課長兼 給食センター所長	松 山 砂 夫 君
社会教育課長	園 田 一 浩 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君

△ 開 会 午前 10時00分

_____・_____・_____

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和3年第2回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

_____・_____・_____

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、大崎照男君、8番、小園實重君を指名します。

_____・_____・_____

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

_____・_____・_____

日程第3 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、町長提出の承認第2号から承認第6号及び議案第27号の計6件について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、専決処分した条例案件1件、同じく専決処分した予算案件4件、それから予算案件1件の計6件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第2号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

承認第3号から承認第6号の4件につきましては、令和2年度一般会計及び3つの特別会計について、国・県支出金や地方譲与税・特別交付税等の歳入確定、

並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

議案第27号は、令和3年度南種子町一般会計補正予算（第1号）でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国による地方創生臨時交付金を活用した各種事業の追加と低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴うもので、5,025万9千円を追加し、総額58億3,725万9千円とするものでございます。

各議案、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

〔南種子町税条例等の一部を改正する条例〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 承認第2号について御説明を申し上げます。

承認第2号は、専決第2号南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、令和3年度税制改正において、住宅ローン控除の特例の延長、セルフメディケーション税制の見直し、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長と種別割の特例見直しなどについて、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので新旧対照表1ページをお開きください。

第1条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものでございます。

まず、第24条は、個人の住民税の均等割の非課税限度額における、扶養親族の取り扱いの見直しに伴い、規定の整備を行うものでございます。

次に第34条の7は、寄附金税額控除について、国税の改正に合わせて、特定公益増進に寄与する独立行政法人等に対する寄付金の使途が、出資に関する業務に充てられることが、明らかなものを除外することを定めるものでございます。

3ページをお開きください。

次に第 36 条の 3 の 2 は、給与所得者の扶養親族申告書、同ページ第 36 条の 3 の 3 は、公的年金受給者の扶養親族申告書の提出について、地方税法施行令第 8 条の 2 の 2 に示す要件を満たす者は、所管税務署長の承認を必要とせずに電磁的な提出が出来ることを定めるものでございます。

4 ページをお開きください。

次に第 53 条の 8 は、次条改正に伴う規定の整備を行うものです。

同ページ、第 53 条の 9 は、退職所得申告書の提出方法について、地方税法施行令第 8 条の 2 の 2 に示す要件を満たす者は、電磁的な提出が出来ることなどを定めるものでございます。

5 ページをお開きください。

次に第 81 条の 4 は、軽自動車税環境性能割の税率について、法の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に制定附則第 5 条は、個人の住民税の所得割の非課税の範囲について、扶養親族の取り扱いの見直しに伴い規定の整備を行うものでございます。

次に附則第 6 条は、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の適用期限を、令和 4 年度から令和 9 年度まで延長することを定めるものでございます。

6 ページをお開きください。

次に附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等で定める固定資産税の減免割合、いわゆる「わが町特例」の割合について法の改正に伴い「項ずれ」など規定の整備を行うものです。

8 ページをお開きください。

次に附則第 10 条の 4 は、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用について、令和 4 年度分までの 2 年間延長するものです。

次に附則第 10 条の 5 は、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受ける者がすべき申告について、申告書に記載すべき必要事項と申告期限、適用年度、特定被災共用土地の申出書の記載内容などについて定めるものでございます。

10 ページをお開きください。

次に附則第 11 条は、土地に係る固定資産税の特例に関する用語の定義について、令和 5 年度までの 3 年間延長することを定めるものでございます。

次に附則第 11 条の 2 は、評価替えの基準年以後の据置年である令和 4 年・5 年度の土地の価格の特例について、地価下落などにより著しく不均衡となる場合の課税標準の修正について定めるものでございます。

次に附則第 12 条は、宅地等に対して課する固定資産税に対して、地価の急激な高騰又は下落による納税者の負担水準の均衡化を図るための負担調整措置が令和 5 年度まで継続されることを定めるものでございます。

12 ページをお開きください。

次に附則第 13 条は、農地に対して課する固定資産税に対して、地価の急激な高騰又は下落による納税者の負担水準の均衡化を図るための負担調整措置が令和 5 年度まで継続されることを定めるものでございます。

13 ページをお開きください。

次に附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例について、法の改正に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度まで適用が延長されることから規定の整備を行うものでございます。ただし、平成 15 年度から課税の停止措置が本税についてはとられているところでございます。

次に附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割について、臨時的軽減措置を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までとすることを定めるものでございます。

14 ページをお開きください。

次に附則第 15 条の 2 の 2 は、軽自動車税の環境性能割を課する場合の、判断基準となる環境負荷性能判断については、国土交通大臣の認定等により判断することなど、法の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に附則第 16 条は、軽自動車税の種別割の税率について、第 1 項から第 5 項までは、初度登録から 14 年を経過した車両に課される重課税及び軽減課税を令和 3 年度課税に適用する事を定めるものでございます。

第 6 項から第 8 項は、営業用で乗用の車両等の軽自動車について、重点的に環境性能の向上を図るため、軽減課税を 2 年間延長した令和 5 年度課税分まで適用することを定めるものでございます。

16 ページをお開きください。

次に附則第 16 条の 2 は、前条の改正に伴い規定の整備を行うものです。

17 ページをお開きください。

次に附則第 22 条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を、令和 8 年度までの 5 年間延長することを定めるものでございます。

次に附則第 26 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例について、依然として住宅取得環境が厳しい情勢を踏まえて、一定期間に取得した住宅について、令和 4 年末までに入居したものを対象とすることを定めるものでございます。

18 ページをお開きください。

第2条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

第48条第1項の改正規定から、19ページ附則第4条の改正規定については、法人の町民税の申告納付について、通算法人の外国税額控除に変動が生じた場合の処理について定めるなど、法の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に今回の改正条例の附則についてご説明いたします。改正条例の8枚目をお開きいただければと思います。

附則第1条は、この条例は、令和3年4月1日から施行するものですが、第1号として、第1条改正中、寄附金税額控除についての改正規定及び医療費控除の特例の適用延長を定める規定並びに寄附金税額控除に関する町民税の経過措置については、令和4年1月1日に施行するものでございます。

第2号は、個人住民税の均等割の非課税限度額における扶養親族の取り扱いの見直す規定及び公的年金受給者の扶養親族申告書の提出についての規定並びに個人住民税の所得割の非課税の範囲を定める規定並びにこれらの改正規定に関する個人住民税の経過措置については、令和6年1月1日に施行するものでございます。

附則第2条は、町民税に関する規定、附則第3条は、固定資産税に関する規定、附則第4条は、軽自動車税に関する規定についてそれぞれ経過措置を定めるものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。ご承認方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

_____・_____・_____

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

〔令和2年度南種子町一般会計補正予算（第16号）〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 5、承認第 3 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第 3 号は、専決第 3 号で処理した令和 2 年度南種子町一般会計補正予算（第 16 号）についてでございます。

町長が提案理由でも述べましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い専決処分をしたものでございます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 468 万 8,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 5,311 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

次に 5 枚目をお開きください。

第 2 表の地方債補正については、変更 2 件であります。

過疎対策事業債、減収補填債を変更し、限度額を過疎対策事業債で 3 億 2,690 万円、減収補填債で 790 万 5,000 円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、11 ページをお開きください。

まず、11 ページから 12 ページ、一般管理費については、郵便料など通信運搬費の減額が主なもので、368 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に同ページから 13 ページ、財産管理費については、庁舎等修繕費の減額が主なもので、197 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に同ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、968 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に 14 ページから 15 ページ、地方創生臨時交付金事業費については、同交付

金を活用した各種支援策の実績によるもので、500 万 4,000 円を減額するものがあります。

次に 16 ページから 17 ページ、社会福祉総務費については、町民生委員児童委員協議会補助金の減額が主なもので、279 万 7,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、老人福祉費については、町シルバー人材センター補助金の減額が主なもので、333 万 9,000 円を減額するものであります。

次に同ページから 18 ページ、身体障害者福祉費については、障害者自立支援給付費など扶助費の減額が主なもので、261 万 9,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、母子福祉費については、母子生活支援施設入所措置費など扶助費の減額によるもので、220 万 3,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、温泉センター管理費については、燃料費の減額が主なもので、212 万 4,000 円を減額するものであります。

次に 19 ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定などに伴い、416 万円を減額するものであります。

次に同ページから 20 ページ、児童福祉総務費については、児童手当など扶助費の減額が主なもので、1,222 万 8,000 円を減額するものです。

次に 21 ページ、生活保護扶助費については、医療扶助などの減額が主なもので、2,144 万 2,000 円を減額するものです。

次に 23 ページ、清掃総務費については、浄化槽設置整備事業補助金の減額が主なもので、207 万 2,000 円を減額するものです。

次に 24 ページから 25 ページ、農業振興費については、さとうきびプロジェクトエイト振興事業など補助金の減額が主なもので、2,757 万 1,000 円を減額するものです。

次に同ページから 26 ページ、畜産振興費については、畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額が主なもので、235 万 4,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、キャトルセンター運営費については、預託牛事故補償費の減額が主なもので、327 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に 28 ページ、林業振興費については、戦略産品輸送支援事業補助金の減額

が主なもので、546 万 6,000 円を減額するものです。

次に 29 ページ、観光費については、滞在型観光促進事業負担金の減額が主なもので、692 万 2,000 円を減額するものであります。

次に 32 ページ、常備消防費については、熊毛地区消防組合負担金の減額が主なもので、180 万 9,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、非常備消防費については、消防団員出動に伴う費用弁償の減額が主なもので、191 万 1,000 円を減額するものであります。

次に同ページから 33 ページ、災害対策費については、避難所案内看板等作成委託料の減額が主なもので、682 万 4,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、事務局費については、宇宙留学連絡協議会補助金の減額が主なもので、562 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に同ページから 34 ページ、小学校費の学校管理費については、光熱水費の減額が主なもので、367 万円を減額するものでございます。

次に同ページ、教育振興費については、学校保健特別対策事業の実績に伴う減額が主なもので、275 万 4,000 円を減額するものです。

次に 35 ページ、中学校費の学校管理費については、光熱水費の減額が主なもので、433 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に 36 ページ、社会教育振興費については、成人式新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金の減額が主なもので、255 万 4,000 円を減額するものです。

次に同ページから 37 ページ、公民館費については、修繕費の減額が主なもので、209 万 6,000 円を減額するものであります。

次に 40 ページ、繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、合計で 1,732 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に 41 ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、ふるさと応援寄付金から手数料を差し引いた 140 万円を基金に積み立てるものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入をご説明いたします。1 ページをお開きください。

まず、町税については、収納見込みによる増額であります。

次に同ページの地方譲与税から 3 ページの交通安全対策特別交付金までについ

ては、交付決定に基づくものでございます。

次に同ページの分担金及び負担金から 5 ページの使用料及び手数料については、実績見込み等によるものでございます。

次に同ページから 6 ページの国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、子どものための教育・保育給付費負担金 396 万 6,000 円の減額が主なものでございます。

次に同ページから 7 ページの県支出金については、事業の確定等に伴うもので、地域社会維持推進交付金などの減額が主なものでございます。

次に同ページから 8 ページ、財産収入については、堆肥売払い金 208 万 6,000 円の増額が主なものでございます。

次に同ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金 240 万円の減額が主なものでございます。

次に同ページ、繰入金については、歳入の決定や歳出の減額等に伴い繰り戻すもので、減債基金繰入金 1 億円、財政調整基金繰入金 1 億 2,155 万 5,000 円の繰り戻しが主なものでございます。

次に同ページから 10 ページの諸収入については、事業の確定等に伴うもので、町村有建物共済災害共済金の追加が主なものであります。

最後に同ページ、町債については、島間港改修事業債 670 万円の減額、中南広域斎苑火葬場増改築事業債 510 万円の追加が主なものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。

ご承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出 11 ページから 41 ページまで質疑はありませんか。2 番、福島照男君。

○2 番（福島照男君） 歳出の 26 ページ農業費の中でですね、さとうきびプロジェクトエイトの減額 1,320 万 6,000 円、これに伴う事業の変更見直しがどういう状況で余儀なくされるのか、また、ここ減額された分がストレートに変額されているのか、町の自主財源での対応ができなかったのか併せて説明を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびプロジェクトエイト振興事業であります

が、事業費につきましては当初 1,565 万 9,000 円、事業内容についてはさとうきび関係の単収向上等ということで、堆肥の投入事業、新品種「はるのおうぎ」の推進、二つに絞って対策をとってきました。今回の減額につきましては、国のさとうきび生産性向上緊急支援事業の補正事業が組まれた関係で、そちらの方に春植え、夏・秋植えということで、うち事業費が国庫事業で 2,632 万円、同内容の事業対象ということで国の事業を活用させてもらい、補助率につきましては 3 分の 2 の国庫事業に転換したところであります。それで減額となりました。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。8 番、小園 實重君。

○8 番（小園實重君） 二点だけ質疑をさせていただきます。

河内温泉センターの管理についてですけど、燃料費が伴う減額補正になっておりますが、泉源温度加温について、現状までをたどってみますと、これまで当初設立は灯油ボイラーで来て、プラスチック施設を追加して、さらに近年は小型焼却炉の排熱を活用した方法が議論されたり、現状では令和 3 年度に向けてどういった状況にあるのかですね、新しい太陽熱利用の熱源確保も補助事業等で見込めるという提案に当初予算がなってございましたが、状況についておつなぎをいただきたいと思います。それから、農業費プロジェクトエイト、今同僚議員から質疑もありましたが、加えてですね、さとうきび優良種苗補助事業等への取り組みについてですが、「はるのおうぎ」の種苗用栽培受託農家に、外注等特にどのような技術指導体系をとって、供給された種苗が全て優良種苗となったのかどうか、聞くとところによると非常に害虫で根がやられていたものもあつたと、返却をされ交換をした事例もあつたと、そのようなことも伺っておりますのでお尋ねする次第でございます。参考までに、「はるのおうぎ」の品種について、去年の夏植え、秋植え今年になってからの春植え、作型別の植え付け実績が掌握できておられましたらご報告願います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 温泉センター管理費の燃料費の減額に伴う質問でありますけど、現在灯油とそれからチップボイラーを使って加温しているところでございます。小型焼却炉の部分については現在活用を考えておりません。それで、当初予算でもお願いしておりますが、太陽熱を利用した加温ということで、現在補助事業の申請が 4 月 25 日締切でありましたので、それについては現在申請を終えているところであります。決定がいつかまだ分かりませんが、決定され次第、具体的に進めて行きたいと考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきび優良種苗の助成事業等にかかります、さとうきび事業対策であります、この事業につきましましては県の事業を町が委託を受けまして、町の方で、10 生産組合に受託をしてもらっているような中身になります。病虫害発生につきましましての指導体制であります、ここについては病虫害の国の試験機関、それと県を合わせまして、特にウィルス病関係の対応をしているところであります。今回苗を配った部分について、議員指摘のとおり一部の圃場で病虫害、特に螟虫関係の発生が多い圃場が三カ所ほどの委託農家でありまして、ここについては配布後、農家と芽の状況が悪いということで、その分につきましましては数量関係を増やしたり、他の生産組合から供給したりと対応したわけですが、どうしても2月、3月ということで、農家の方には迷惑をかけたと個別の対応をしているところであります。指導体制としては、いい苗を作っていくということで、町の方でも上乘せした形の病虫害対策、螟虫対策等をしっかりと、後、土つくりの堆肥の供給関係を行っているところであります。品種関係の夏植え、秋植え、春植えの「はるのおうぎ」関係の作型状況であります、特に「はるのおうぎ」の新品種、単収向上対策ということで取り組んでおりますが、5月24日から作付け植付け関係の実態調査ということでそちらになりますので、今現在では農家からの申込み数量だけということで、今現時点この場所には作型別の実績を持ってきておりませんので、実際5月24日から一週間程度かけて現地の調査をします、また報告したいと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 保健福祉課長、燃料費の対応について、太陽熱利用システムの補助事業申請をしているということでありますが、具体的に今回、最初の年度補正をするにあたって、国県等々の支出金が主な確定による減額補正になっているわけですが、こういった形で新しい今申請されているという事業が、歳入として入ってくる状況になるのか、詳しい手法について直接、関係省からの補助事業になるのか、あるいはワンクッションおかれた、例えば財団法人を通じてとか、そういった形での振興事業等になるのかですね、その辺もお聞かせをしておきたいと思えます。

総合農政課長には、優良でなかった「はるのおうぎ」の驚起についてですね良好でなかったということになったことに対して、措置は取りかえたり、他の生産者のものを供給したりというご回答がありましたが、具体的に結果としてどういう改善策を立てられたのか、今後引き継ぐための整理をされたのかどうかそ

これまでお聞きをしておきたいと思います。ちなみに「はるのおうぎ」品種に関して、本町内の結果として、実績が出ている面として、適地適作という観点からは8地区とも適地と介しているのかですね、そうなったのかどうか、加えてまた農家によっては取り換えをしたりという対策が生じたということでもありますので、密植とかそういったことも多分に螟虫の発生環境はあると思うんですが、それも含めて今後の対応について説明いただきます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 太陽熱利用の事業の関係での補助の仕組みについてということでありますけど、この事業につきましては環境省の事業ではありますが、外部の団体に委託をして実施をする関係で、令和3年度の当初予算においては、国県の補助事業という項目ではなく、雑入という項目で収入を見ておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびの優良種苗関係ですが、今回、10 生産組合の中にこの優良種苗の供給関係、いい苗を作っていくということは基本でありますので、改善策ということでここについては、10 生産組合の中の、今回各圃場を見てまわる段階ではどうしても、圃場条件で発生しやすいところ等もありますので、まず作付関係の部分、他のさとうきびから隔離をしないといけないとか、病虫害伝染関係について、10 生産組合の中に個別指導を行っているところであります。今回また5月に各圃場を見回った抜取り関係、5月、6月にありますので、十分な改善策ということで、病虫害関係を農薬で対応していますが、発生しないように、もし発生がみられた時に、配布した後の対策ではなくて、事前対策をしっかりしようということで、担当者と生産組合と話し合いをしているところであります。それと作型の「はるのおうぎ」につきましては、町内8校区全対象とした形の普及を行っているところで、ここについていろいろ試験データも出てきていますので、まずは単収を上げるための「はるのおうぎ」ということで、全地区を対象にした結果も出ておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入1ページから10ページまで質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 8ページですね、寄附金のところで減額がされております。多分、前年度の実績に基づく数字のスライドでの減額かなと思うのですが、寄附

金は当然予算額いかない場合もあるし、予算より増える場合もあると思うのですが、あえてここで減額する理由があるのかなと、増やす方向で頑張っておられると思うのですが、予算上どうして減額の必要性があるのか、後、ふるさと納税の寄附金増額に向けた取り組みと合わせてですね、御説明を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、3月末までに納入されたふるさと納税の実績であり、それに伴っての減額となりますが、実際のところはまだサイトからの未収入の部分もあります。そこを考慮して当初予算を1億円としておりましたが、1億円を超える見込みがありませんので、歳入欠陥となりますので、その分を計算して減額をしたということになります。よって、令和2年度はこの形になると思いますが、令和3年度につきましては当初予算で1億5,000万円の予算額としてございますので、もちろんそれに向けて新規返礼品の開拓でありますとか、いろいろなサイト等でのPR広報活動も行って増額に向けて取り組んで行きたいと思っています。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 加えて、少し説明をさせていただきます。このふるさと納税については、以前総務省からの指導がありまして、5,000万円足らずまで落ち込みましたので、それに向けてこの2年度については、なんとか内部においても協議をしながら取り組んできました。また、1億程は倍増出来るだろうということで、予算を計上したところでしたが、少しそこまで達成が出来ませんでしたので、今回その実績に合わせた減額をするということでもありますので、ここについては先ほど企画課長が申し上げたとおり、予算上の問題で歳入欠陥を出すわけには参りませんのでそこは御理解いただきたいと思います。今後の取り組みといたしましては、当初予算の時も説明を申し上げました。そしてまた、議員の皆様方からもいろんな御提案等いただいて、新しい年度で予算的には今年度を上回るような1億5,000万円ということで予算を計上させていただいております。しかし、最終的な私どもの目標としては、その金額を上回ればいいという事ではなくて、もっと上を見据えて今取り組んでいるところであります。これについては、新しい商品の問題もありますけれども、そういったものだけでなかなか全国の皆さんに、目に届いていくような形には今までがなっておりませんので、ここについては新たな戦略取り組みとして、予算も通していただきましたので、4月下旬から新しいサイトの中で南種子町が全国の中でもトップに出て来るようなものもやっております。

これを年間全ての月で取り組みが出来ればいちばんいいんでしょうけれども、

全国でもいろんな取り組みをされているところがあつて、今回枠の中で設定できるところをですね、限られた月で取り組んで参りますので、4月から5月、一月これを一回やってみて、今動きがいろいろ出て来ておりますので、その中でどのような反応でどのように伸びて来るのか、それを見極めながら、その他の取り組みについても今検討しておりますので、そこはしっかりと予算以上に成果が出せるように取り組んで参るつもりでおりますので、また今後状況等ある程度見通し等出て参りましたら御相談も申し上げますし、御報告もできると思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

—————・—————

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について

〔令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算（第6号）〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第4号について御説明を申し上げます。

承認第4号は、専決第4号で処理した、令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,420 万 1,000 円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,809 万 3,000 円とするものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入の 1 ページをお願いいたします。

款の 1、国民健康保険税につきましては、収納見込みにより 58 万 2,000 円増額するものでございます。

款の 4、使用料手数料につきましては、実績見込みにより 6 万円減額するものでございます。

款の 5、国庫支出金につきましては、システム整備費補助金の実績見込みによる補正でございます。

款の 6、県支出金の県補助金につきましては、それぞれ交付決定による補正で 2,448 万 2,000 円を減額するものでございます。

款の 8、財産収入につきましては、基金積立金利子 2,000 円の減額でございます。

款の 10、繰入金につきましては、それぞれ実績による補正であり、1,024 万円を減額するものでございます。

款の 12、諸収入につきましては、収入見込みにより補正するものでございます。

次に歳出の 3 ページをお願いいたします。

款の 1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で、93 万 3,000 円を減額するものでございます。

3 ページから 5 ページ、款の 2、保険給付費につきましては、項の 1、療養諸費から、項の 6、傷病手当金まで給付実績によるもので、保険給付費合計で 3,055 万 3,000 円を減額するものでございます。

5 ページから 6 ページ、款の 6、保健事業費につきましては、各種保健事業や特定健康診査等事業実績により 235 万 4,000 円を減額するものでございます。

7 ページ、款の 7、基金積立金につきましては、実績見込みにより 2,000 円を減額するものでございます。

款の 8、公債費につきましては、一時借入金利子 5 万円を減額するものでございます。

款の 9、諸支出金につきましては、税の過年度還付金の実績により 30 万 9,000 円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

—————・—————

日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について

〔令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第5号について、ご説明いたします。

承認第5号は、専決第5号で処理いたしました、令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ3,569万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億86万3,000円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書で、主なものについてご説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。款の1、保険料は、被保険者の死亡、転出、転入、資格取得等に伴う増額でございます。

次に、款の3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料の収入見込みにより、1万5,000円減額するものでございます。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見

込による補正でございます。

次に2ページ、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費、地域支援事業等の実績に伴う減額及び低所得者保険料軽減繰入金の増額の補正で557万9,000円減額するものでございます。

項の2、基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、基金からの繰り入れ分2,168万円を減額するものでございます。

款の13、雑入については、配食サービス利用者負担金の減額が主なもので40万円減額するものでございます。

次に、歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、不用額129万4,000円を減額するものでございます。

次に、5ページから8ページ、款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績により、合計で2,807万3,000円減額するものでございます。

次に、8ページから11ページ、款の5、地域支援事業につきましては、各事業の実績により、合計で735万4,000円減額するものでございます。

次に、款の7、公債費及び款の8、諸支出金につきましては、実績に基づき減額するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありますか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 保健福祉課長にお尋ねをいたします。

前回の国民保険もそうですがこの介護保険も、多分新型コロナによる受診控えが要因でこれだけ減額なっているんだろうなと予測されるわけですが、逆にですね、受診控えによる高齢者の状況悪化等も予測されるわけですが、今年の3年度においても同様の新型コロナが継続しているわけで、そこら辺のケア対策もですね、ひとつ考慮していかないといけないのかなというふうに思ったりするんですが、その対策等の取り組みについて何かあれば課長報告をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 令和2年度につきましては、議員からもありましたとおり、コロナウィルスの発生に伴いサロンの中止とかそれぞれありまして、なかなか高齢者の方が出る機会が減少したことに伴う症状の悪化等も実際あったところであります。それについては、なかなか状況見えませんが、見守りの回数を増やすなどして、また、民生委員その他協力をいただきながら、見守りの回数を増やすなどして対応をしていきたいというふうに考えているところであり

ます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

—————・—————

日程第8 承認第6号 専決処分した事件の承認について

〔令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計
補正予算（第6号）〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第6号で処理した、令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書1枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,047万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料収納見込により38万円を減額するものでございます。

款の4、繰入金につきましては、事務費等繰入金151万円を減額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、保険料還付金5万円の減額と後期高齢者医療

制度特別対策補助金 4 万 4,000 円を減額するものでございます。

次に歳出の 2 ページをお願いいたします。

款の 1、総務費につきましては、職員手当、通信運搬費等の実績により減額するものでございます。

款の 2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料納付金実績見込みにより 147 万 2,000 円を減額するものでございます。

款の 3、保健事業費につきましては、長寿健診委託料及び人間ドック補助実績見込みにより 38 万 9,000 円を減額するものでございます。

款の 4、諸支出金につきましては、保険料過年度還付金及び還付加算金の実績見込みによる減額でございます。

以上で、説明を終わります。ご承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 6 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号は、承認することに決定しました。

ここで、11 時 15 分まで休憩します。

—————・—————
休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 12 分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 9 議案第 27 号 令和 3 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 9、議案第 27 号令和 3 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第 27 号令和 3 年度南種子町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国による地方創生臨時交付金を活用した各種事業の追加と低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,025 万 9,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 3,725 万 9,000 円とするものでございます。

第 1 表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明いたしますので、2 ページをお開きください。

まず、地方創生臨時交付金事業費については、二酸化炭素濃度計、非接触型体温計など感染予防対策備品の購入、修学旅行誘致促進事業補助金が主なもので、2,101 万 3,000 円を追加するものでございます。

次に同ページ、母子福祉費については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援特別給付金事業によるもので、624 万 6,000 円を追加するものでございます。

次に同ページ、介護保険福祉費については、介護従事者等への慰労金支給によるもので、1,250 万円を追加するものでございます。

次に同ページ、医療対策費については、医療従事者等への慰労金支給によるもので、1,050 万円を追加するものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1 ページをお開きください。

国庫支出金については、子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金、地方創生臨時交付金を追加するもので、合計で 5,025 万 9,000 円を追加するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、担当課長より説明を申し上げますので、ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君）　修学旅行の誘致促進事業1,000万円を組んでおりますが、コロナ禍で非常に大変な状況であると思われる訳であります。小学校、中学校の修学旅行を誘致するとそういうふうな目的であります、どのような対策をさせていただいて受け入れするのかどうかこれについてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　この修学旅行誘致促進事業につきましては、今コロナの大変な時期であります。そしてまた、今、即、これが修学旅行で来られるかと言うと、そういう訳でもありませんけれども、これは県も中心になって今こういう促進をやっておりますので、そういった中で旅行会社も含め、そしてまた問い合わせが私どもの町にかなり来ております。それを踏まえて今後コロナ禍が終息をした後にですね、そういうものが加速をされるだろうと言うことで、予算化をしておきたいということでございますので、実際に現状の様な中での修学旅行というのはまず有り得ないだろうというふうには思っておりますが、そこは十分見極めながら、そしてまた今回予算はお願いしたいということでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君）　そのようにお願いをしておきたいと思いますが、受け入れる場合ですね、どのような対策をしていくのか、コロナ禍も終息をする状況であればですね、今町長の言うような方向でのことで進めていかなければならないと、そういうことについては理解をする訳であります、またそうなった場合ですね、どんなことの体制をもって町としては進めて行くのかどうか、そのことについて対策というのは、例えば、ウィルス対策として、いろんな検査をしていただいて来てくれるかどうか、そのようなことを事前に町の方からお願いをしていくのかどうかですね、それについて聞きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君）　町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君）　当然、今、議員からありましたような対策というのはとっていかねばなりませんので、今後しっかりとそこは詰めをいたしまして、これまでもいろんな方が来られる場合、そしてまた宇宙留学も含めて全ての方そうですけれども、そういう対策をとりながらPCR検査も受けていただいたりですね、そういうのもやっておりますので、しっかりと対策を講じていきたいと思います。ただ、今回お願いをしておりますコロナ対策に関しましては、修学旅行の関係だけでなく、飲食店等のいろんな関係者も大変なご苦勞をされております。そう

いった中で町民が一体となって本町においてはコロナは出さないということでここまで取り組んで来ていただいておりますので、今後更にこれを先取りというわけではありませんが、対策を講じたいということで今回この新型コロナ対策推進事業というもので併せて予算化をさせていただいております。これは先程も説明がありましたとおり飲食店等に、このアクリル板をしっかりと設置をしていただいて対策をとるということ。そしてまた、CO₂濃度計についてもお願いし、空気の入替え、そういったことを常時本町においては取り組んでいただきたいと考えておりまして、これについては公共施設であったり、そしてまた小学校、中学校、保育園、幼稚園そういったものも含めてこのCO₂濃度計も配布し、対策をしっかりと前もってとっていく必要があるということでの今回の提案であります。併せて、現在ワクチン接種が5月8日から本町においてはスタートをすることとなっております。それと合わせてこの今回南種子町の医療従事者、これは薬剤師も含んでおりますけれども、介護事業所の従事者も含めて、第二回目の慰労金を出すということについては、これはワクチン接種を早期に接種が終わりますように推進をしたいということで、この関係者にご苦労いただきたいということでの慰労金と考えております。これは、5月8日土曜日からスタートいたしますが、なかなかこの地区においても医療関係機関、医師会の方からも医師の派遣とかそういうものがまだ明確になっておらず不透明であります。幸いに私どものところにおいては、南種子町に公立種子島病院がありますので、病院の方、院長を中心に協議をさせていただいて、病院は病院として土曜日、日曜日を使いながらこの接種を開始をするということで協議をして参りました。そういった中に、中種子町もなかなか見通しが立たないということでもありますので、中種子町の方も一緒にこの土日の中に入ってきますので、そうするとかなりの日数がかかって参ります。そういうことで、一チーム実際一日打つときにですね、二班体制にして医師を2人揃えてもそこに注射を打つ方、そしてまた希釈をする薬剤師の方、そしてまた注射から抜き取る方、体制的にはかなりの人数がいるということで、医師を含めて病院側の方から薬剤師も含めますとですね、大体7名ぐらいいるようになっております。そして、その前後の誘導をする方やいろんな書類発行であったり、関係者を自治体から出さなければなりませんので、それも一回の接種に16名出すようにしておりますから、合わせると一回の接種の日程に23名ぐらいいるようになっております。それを今、回すように計画をしておりますけれども、そういうものもやりながらそして早めにワクチン接種を終えて、なんとか安心出来るような環境を作れないかというのが今回提案いたしました予算でありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。政府の方からは総理が、

7月までに二回の接種を終えるような話が出ておりまして、自治体の方も今非常に慌てながら本当に出来るかどうかという議論がされておりますけれども、内々では私どもの方にも一昨日関係省庁から電話がありました。そういった中でこれを加速させて早めに終わるためにはどういったものが必要なのかということは私どもも意見を申し上げております。ただ、私どももしっかりとした計画の中で今計画を立てておりますが、当然7月で終えるということになると、これは別の場所を設定をしてそしてまた医療スタッフを派遣をいただく、そういうことが無い限り非常に厳しいということを申し上げておりますので、今後こういうものも国の方とも協議をさせていただきながら、そして支援いただけるものは支援いただきながら、町の取り組みと合わせて、コロナを出さないという努力をしていきたいとそうように考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 今、町長の説明、十分分かるし、この予算の内容も十分理解出来ます。昨日やったですか、噂なのか何なのか分かりませんが、西之表市の方からですね、南種子町はワクチンを打った人がいるというような話を伺ったりしたんですね。それが事実であるのかどうか、今町長の説明の中では、非常に難しい厳しい、スタッフも非常にいるという中で、接種に向けた準備が着々と進んでいるなというふうに理解する訳ですが、そういうのが本当に事実あるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） そのような話は私も初めて聞きましたけれども、ワクチン接種はあくまでも今終えられているのは医療従事者でありまして、それは種子島管内で、西之表市も中種子町も南種子町もそうですけれども、連携があったということで向こうからワクチンを運んできて医療従事者の方には接種を終えていると報告を受けております。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 私も思っております。しかしながら噂というのはどこでどういうふうな格好で、方向性が定まらないものですから、町民もやっぱり戸惑っているところもあるんじゃないかなと、そういう噂が出ないようにひとつお願いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はよろしいですか。ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 宇宙のまち持続化支援給付金事業が、80万円予算が組まれ

ている訳ですが、この具体的な中身の説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらの宇宙のまち持続化支援金給付事業につきましては、これまで令和2年度においても各種の事業を行って来ておりますけれども、今回それに漏れた事業者というところで、フラワーショップの関係の事業者に対して、前年度の同月において収入が10%以上減少した月が存在する場合において、一事業者につき20万円を支給するというところで予算計上したところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 歳出の2ページ総務管理費の備品購入費であります。実際にどこに設置をしてどう活用されるのか、運用面について詳細をお示してください。それから、修学旅行誘致促進については同僚議員から質疑がなされましたので、割愛をします。最後のですね、保健衛生費1,050万円でありますけど、ここ4月末に入って先日熊毛管内の市において、感染者が確認され1人、2人、3人、昨夜まで4人とかいう情報がありますが、具体的に町長部局に入っている人数は何人なのかですね、それを受けて本町であるいは熊毛管内での協議会等で新たに重点的に取り組まうことを確認し合った措置があるのかないのかですねお尋ねします。先程町長が説明答弁をされておりましたが、ワクチン接種については十島村は有人七島全て400人余りだったと思いますが接種を終えられたというニュースに触れましたが、本島においてもそのような一括して年齢を問わずにですね、接種ができる考え方は関係省庁に動きは全然見られないのかですね、町長もお願いはしているみたいに聞こえましたけれどもその辺の確認をさせてください。それから、民生費の社会福祉費は総務課長は、子育て世帯の関係の特別給付金は私の聞き違いかこれは確認です。感染を受けられている方とかいうふうな説明があったか、あれちょっとおかしいなと思ったりもしたけど、実際の子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯であります。扶助の趣旨その辺をもうちょっと担当課長から詳しく説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） まず基本的なことを申し上げておきますけれども、ただいまありましたとおり、たしか大和村であったりそれから小さな離島では十島村の方がほぼ全員一括でやりました。私どもの自治体のような規模のところとか、他のところにおいてはなかなかその一括で全ての一般の方までというふうな仕組みには今のところなっておりません。高齢者からということでスタートいたしております。

ますけれども、何分にも5月8日にスタートいたしますが、まず各自治体に一箱ワクチンが配布をされるということで、その一箱が196本しか入ってませんのでそれを5人とか6人ですけれども、それで計算いたしましても、二回分で500人弱にしか回らないようになっております。本町においては高齢者の65歳以上の方にアンケートをしておりますので、その中で接種したいという方は九割程おられると伺っておりますけれども、この最初の段階で皆さんに接種ができる状況にありませんので、まず今通知を出してスタートしているのは、人数的にその枠で出来るのが85歳以上だということで報告を受けております。まずそれで通知をいたしておりますので、国の方にもいろいろ申し上げていますが、そういう状況の中でスタートはいたしますけれども、1回、2回、5月から接種をやってみて、そしてまた大体どのくらいのスタッフでこなしていけるのか、そしてまた高齢者と一般の方になってきますと、回りのその問診の在り方流れ方も全然時間的にも変わるだろうというふうに先生とも話しておりますので、そこをちょっと詰めていきたいと思っております。ただ、一昨日電話で会談をいたしましたところ、この高齢者の分についてワクチンは、早急に国の方も準備をしてやるというようなお話はいただいておりますが、それが確定での数値というのは私どもも来ておりませんので、そういう努力はされているんだろうと思っております。それを踏まえて、それぞれ西之表市、中種子町、接種をする場所についても報告を受けてですね、これにはいろんなルール決め事があるようでございまして、例えば一緒にやるから向こうのワクチンをこっちに運んでとか、そういうのも何かいろんな制限がかかるようでありますので、そこは後もって詳しいことは保健福祉課長が説明いたしますが、そういうものをいろいろクリアをしながら何とか早く打てるように私どもも前に進めて行きたいと思っておりますので、ただ、病院を私どもの場合は集団接種の場所にしております。それは副反応が出たり何かあった時にも対応が一番いいということで、院長の方もその方がいいという判断をされておりますのでそこはそういうふうにやっております。ただ、西之表市、中種子町においては集団接種場所が全然違うところですから、またうちとは違う難しさがあるのだろうと思っております。そういうのも踏まえてそれぞれの町も意見交換しながらやるわけですが、そしてまたその町に合った接種の在り方がどうあるべきかということは今後またその中で対応を協議していかなければならないというふうに思いますので、いろいろ出ましたけれどもその詳細部分については保健福祉課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） コロナの感染者の部分については、以前西之表市で

2名の感染者が発表されておりましたが、25日、26日、それから28日ということで、最近になって3名の感染者の発表があったところであります。ワクチンの接種についてですけれども、ワクチン一箱196本入っているんですが、一本当たり5人ということで二回接種になりますので、実際言うと485人分が一箱分という形になります。そういう中で4月26日の週に一箱届くということでなっているんですが、今現在まだ届いたと確認が出来ておりませんが、5月8日からワクチンの接種を公立種子島病院の方でやりたいというふうに考えているところであります。事前に行政連絡員を通じて、65歳以上の接種希望者についてお願いをして調査をしていただきました。南種子町で85歳以上で接種を希望されている方439名ということでありますが、この中にまだ未確認の方がいらっしゃいますので、最初のワクチンをいただいた分で、85歳以上なんとかこなせるかなと考えているところであります。小さい市町村については、高齢者とか優先順位を言わずに一般まで全て接種していいとなっているんですが、私たちの町においてはそういうことは言われておりませんので、国の示した優先順位によってその順番で接種をしていくことになろうかと思えます。それから子育て世帯への部分で質問がありましたので今回の子育て世帯への支給ですが、支給対象者が大きく分けて三つになります。令和3年4月の児童扶養手当を受給している方、二番目に公的年金等受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、三番目に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方ということであります。支給額については児童一人当たり一律5万円になっております。先程言いました支給対象者の令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方については申請することなく支給ができますが、残りの方については申請をしていただいた上で支給することになっております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 備品購入費等についてでございますが、町内の飲食店等43事業者、こちらの感染防止対策を推進するために、消耗品費も計上してございますが、消耗品費につきましては、飛沫防止のためのビニールであったり、アクリル板の購入を計画してございます。備品購入費につきましては、二酸化炭素の濃度計、非接触型の体温計の購入になります。そして、事業者にはアクリル板等については何枚必要かなど調査を行いまして、町の方で購入して配布をするというふうな計画をしてございます。感染防止対策が出来ている事業者については、町の方で認定証も発行して添付をしてもらうというふうにしてございます。また、

二酸化炭素濃度計については、この飲食店等と公共施設の役場、学校、公民館等に設置をして濃度測定して換気をしていただくというふうに計画しております。

保育園等もですね。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 保健福祉課長、25日、26日、28日でしたか感染確認者が発表されたという答弁だったと思いますが、お尋ねの中でそれらの発生を受けて新たに重点化するなどの対策について取り組まれたことの有無についての答弁がなかったのではないかなと感じましたが、再度お願いをしたいと思います。町長、要はワクチンの接種について、これを終息に向けての町民の国民挙げて考え方は、第一義的にはワクチン接種が出来ることであろうと受け止めているのは共有していると普遍だと思いますけど、要は、優先順位が示されていることは当然だろうと考えますが、今説明があったなかでは、85歳以上希望者は439人確認ということですので、二回分届いても500人程度に接種が出来るかなというケースになるようではありますが、要は国内でのこのワクチンの開発、このことに関してですね、世界各国から開発企業が誕生して、その国を越えて日本にも譲渡されてきていることで大変ありがたいですが、母国でね自国で何で開発ができないのかというのを常に疑問視してきております。この国内開発の見込み見通しはどのようなことになっているのかですね、お伝えできる情報がありましたら一つ触れていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この国内のワクチンについても今報道がなされておまして、今日の新聞だったか出ていますと思います。年内になるのか分かりませんが、そういうふうな話もちらほら出ておりますけれども、これはまだ不確定でありますので私も何とも言えませんが、そういう方向で国内ワクチンも開発が進んでいるのは事実ではないかなと思っていますところであります。詳しいことを保健福祉課長が分かっておればまた後で答弁いただきたいと思いますけれども、先程も申し上げましたとおり、まずは5月8日から今一箱来て一箱のワクチンで大体500人弱です。二回接種をしてですね。電話で会談をして私どもが要請をしている中においては、国の方も早急に7月までに高齢者は早く終わりたいという意向があるようですから、私どものところも今の現状では無理だということを伝えました。ただ、うちの現状としては公立種子島病院を集団接種場所として、そしてまた幸いにこれまでの現状も言いましたけれども、医師も昨年の4月からは1名になりましたと。そういった中で国県にいろんな支援を私はいただく事が出来なかったことも申し上げております。そういった中でいろいろ力をいただきながら、そして医師確保

を 12 月に 1 名、4 月に 2 名出来ましたので、そういう現状の中で病院は病院で回しながら、ワクチン接種はワクチン接種でやらなければならないということをしっかりお伝えをいたしましたところ、国の方も 7 月までにこれを実際にやるのであれば、町長何が一番必要ですかという話しをされましたので、やはり医療スタッフを支援していただければ、ここの医療スタッフだけでこれを行っていくということでは、なかなか皆さんが日頃の勤務もありながら大変だということをお願いしております。そういった中で、今回の提案をすることについても今計画をしている旨伝えましたけれども、やはりそういう派遣なりしていただければ、私どもとしては別の会場をしっかりと病院は病院で運営していただきながら、派遣していただいた医療スタッフでそういう会場を設定してやるというのは出来るのではないかとということも申し上げますので、いろんな考えられるそしてまた早急にワクチン接種が進むようなことについては御要望を今挙げておりますので、どのように対応していただけるか分かりませんが、そういうことでこちらも早急に進むような方向で今依頼をしているということで御認識いただければと思います。ただワクチンについては、国の方も今一箱ですけれども今後早急に確保して早めに出来るような方向で対策をとるということを申し上げますので、今後そういう通知が各自治体に来るものというふうに思っております。後は、保健福祉課長の方からまた答弁させたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君

○保健福祉課長（濱田広文君） 今回、西之表市の発生を受けてですね、今やれることについては、防災無線等通じて町民の皆さんへ注意喚起をやっていくということで行ってます。それから、25 日から 4 都府県に対して緊急事態が出されたことを受けて、26 日の朝、臨時の課長会をして町の対策本部を立ち上げたところであります。対策本部の中には七つの対策班が設けられていまして、その時に各対策班の責任者、課長になるんですが、そちらに対応が十分とれるように準備をお願いしたところであります。それから、国内のワクチンの話がありましたけれども、四つの会社が現在開発を進めていて、早ければ年内に可能かどうかという大臣の発言があったという報道しか把握をしておりませんので、状況的にはそういうことしか分かっておりません。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。1 番、濱田一徳君。

○1 番（濱田一徳君） 介護従事者など慰労金ということで質問したいと思います。この介護従事者あるいは医療従事者の慰労金ということで予算が組まれ補助金が

出ておりますけれども、先般3月の同僚議員の一般質問ですね、自宅介護が35人、ショートあるいは入院中とかいう答弁もありましたけれども、自宅で介護に従事している人たち、非常に大変な思いをされているんですよ。この町の予算を見ますと、一人親世帯の補助だとか、介護の関係だとか出てきますけども、自宅介護の従事者に対する町としての手助けがあるのかなとお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 今回の南種子町医療介護事業所従事者の慰労金というふうになっていますが、前は国の事業に合わせて慰労金を私どもの町は支給をしました。今回も名称としては同様でありますけれども、中身はワクチン接種を早期に推進したいということでの慰労金と考えております。と言いますのは、先程言いましたように接種をするときに、それぞれ看護師、医師、薬剤師についても通常の勤務をしながら今協力を求めています。そして5月8日からもすでにその中にスタッフでローターを組んで入っていただきますけれども、私どもの町は中種子町も含めて土曜日、日曜日でやりますので、これにほとんど休みの無いような状況の中で入っていただくということで御無理をお願いしているところでありますが、そういう意味で今回本町としてはこれをやりたいと。そしてまた町内事業所の従事者については、介護事業所もそうですが、中種子町からも従事者は来ていますが、本町の町民のために従事をしていただいておりますので前回と同様、全員に支給するようにしております。そしてまた、町外事業者で逆に南種子町民の方で中種子町等に従事をしている方もおりますけれども、これは本町での従事ではありませんが、南種子町民ということで同様に支給するようにしております。これは中には介護事業所の中で看護師の資格を持っておられる方もおりますので、そこを含めてワクチン接種に従事していただき、実際に要請をしているようにありますけれども、そういう方については今回上乘せをするようにしておりますので、とにかく先程から申し上げており、このワクチン接種をスムーズにやっていただきたいということであります。ただ先程からありましたように、議員から言われていることについては今回のコロナ対策の支援事業の中には入っておりませんので、今回は第六弾ということで、昨年度末に本年度に繰り越した地方創生臨時交付金でありますから、その一部を早急に組み立ててやるべきものを今回提案いたしましたので、残りについては再度何が必要なのか協議をして組み立てていきたいと思っておりますので、ただいま出ましたようなことにつきましても、内部で含めて協議検討して参りたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君

○保健福祉課長（濱田広文君） 在宅における介護従事者に対する質問がありましたけれども、市町村特別給付事業ということで、要介護度4及び5に相当するもの又は認知症高齢者の日常生活自立度3以上に相当し、在宅にて介護している家族に対して介護手当を支給しているところであります。また、併せて家族介護用品支給についても実施をしているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号令和3年度南種子町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

—————・—————

日程第10 発議第3号 南種子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、発議第3号南種子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、小園實重君。

○8番（小園實重君） 発議第3号南種子町議会会議規則の一部を改正する規則制定について御説明いたします。発議第3号を、地方自治法第120条及び同法109条並びに南種子町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。提出者は、南種子町議会議会運営委員会委員長小園實重であります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。南種子町議会会議規則の一部を改正する規則をご覧ください。

南種子町議会会議規則（昭和62年南種子町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項

の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものであります。

次に、第 89 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改めるものであります。改正の具体的な対比点については、新旧対照表をご覧くださいと思います。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続きについて請願者に一律求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

なお、附則として、この規則は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 3 号南種子町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を午後 1 時 00 分とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 11 以降の議事については、議会の委員会構成の変更に伴う議事となることから執行部の皆さんについては退席されて結構です。
ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 0 1 分

再開 午後 1 時 0 1 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 選任第 1 号 常任委員の選任

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 11、選任第 1 号常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり、総務文教委員会、廣濱正治君、柳田 博君、大崎照男君、小園實重君、広浜喜一郎君。産業厚生委員会、濱田一徳君、福島照男君、河野浩二君、名越多喜子さん、塩釜俊朗君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の会場を次のとおり定めます。総務文教委員会、第 1 委員会室。産業厚生委員会、第 2 委員会室と定めます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 0 4 分

再開 午後 1 時 1 6 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教委員長、柳田 博君。副委員長、大崎照男君。

産業厚生委員長、名越多喜子さん。副委員長、濱田一徳君。

日程第 12 選任第 2 号 議会委運営委員の選任

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 12、選任第 2 号議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり福島照男君、名越多喜子さん、柳田 博君、小園實重君、塩釜俊朗君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 8 分

再開 午後 1 時 2 7 分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたのでお知らせします。

委員長、塩釜俊朗君。副委員長、柳田 博君が決定されました。

日程第 13 選挙第 1 号 中南衛生管理組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 13、選挙第 1 号中南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、柳田 博君の中南衛生管理組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

中南衛生管理組合議会議員に濱田一徳君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました濱田一徳君を中南衛生管理組合議

会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました濱田一徳君が中南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました濱田一徳君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 14 選挙第 2 号 公立種子島病院組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 14、選挙第 2 号公立種子島病院組合議会議員の選挙を行います。

本件は、柳田 博君の公立種子島病院組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立種子島病院組合議会議員に名越多喜子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました名越多喜子さんを公立種子島病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました名越多喜子さんが公立種子島病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました名越多喜子さんが議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

日程第 15 選挙第 3 号 熊毛地区消防組合議会議員の選挙

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 15、選挙第 3 号熊毛地区消防組合議会議員の選挙を行います。

本件は、名越多喜子さんの熊毛地区消防組合議会議員の辞職に伴い、後任の選挙を行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊毛地区消防組合議会議員に柳田 博君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました柳田 博君を熊毛地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました柳田 博君が熊毛地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました柳田 博君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

—————・—————

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和 3 年第 2 回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————

閉 会 午後 1 時 3 3 分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 大 崎 照 男

南種子町議会議員 小 園 實 重